

大崎地域市町職員等海外派遣研修業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、大崎地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）が発注する「大崎地域市町職員等海外派遣研修業務」の契約の相手方を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定める。

2 定義

本業務の選定は公募型プロポーザル方式とする。

本公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、事業者の選定において、事業者の参加意欲、業務遂行能力及び企画力を的確に把握するため、あらかじめ業務の概要及び参加資格等を公告する。

また、企画提案書の提出を希望する事業者から参加資格確認申請書の提出を求め、申請書により参加資格の審査を行う。

次に、企画提案書の提出を求め、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に最も適した者を優先交渉権者として特定する手続を行う。

3 業務概要

- (1) 業務名称 大崎地域市町職員等海外派遣研修業務
- (2) 研修目的 令和7年度に「おおさき日本語学校」が開校したことにより、日本語を学ぶため、大崎市に多くの留学生が来ており、日本を深く理解した外国人材の養成が行われる上で、大崎圏域においても多文化共生社会を形成していく必要性が高まっている。
このことから、組合では、大崎ふるさとづくり基金の果実を活用し、多文化共生社会に対応できる人材を育成するため、本研修を実施する。
- (3) 研修先 台湾
- (4) 契約期間 契約締結の翌日から令和8年2月28日まで
※ 研修実施期間は、令和8年1月13日から16日までの4日間（3泊4日）とする。
- (5) 業務内容 別紙「大崎地域市町職員等海外派遣研修業務仕様書」のとおり。
- (6) 提案上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※ 本金額は、本プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。

4 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 大崎地域広域行政事務組合又は大崎市からの指名停止を受けていないこと。
- (3) 破産の予防を目的とした特別清算の手続を裁判所に申請していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていないこと又は民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 銀行取引停止となっていないこと。

(6) 公告の日において、「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成 24 年 10 月 1 日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。

5 選定スケジュール

本プロポーザルに係る選定スケジュールは次のとおりとする。

- | | |
|---|--|
| (1) 公告 | 令和 7 年 6 月 19 日（木） |
| (2) 参加申請に係る質問受付期間 | 令和 7 年 6 月 19 日（木）から 6 月 24 日（火）まで（午後 5 時必着） |
| (3) 参加申請に係る質問回答終了日 | 令和 7 年 6 月 25 日（水） |
| (4) 参加申請書類受付期間 | 令和 7 年 6 月 19 日（木）から 6 月 27 日（金）まで（午後 5 時必着） |
| (5) 参加資格審査の結果通知 | 令和 7 年 6 月 30 日（月） |
| (6) 企画提案書に係る質問受付期間 | 参加資格審査結果通知の日から 令和 7 年 7 月 7 日（月）まで（午後 5 時必着） |
| (7) 企画提案書に係る質問回答終了日 | 令和 7 年 7 月 8 日（火） |
| (8) 企画提案書受付期間 | 参加資格審査結果通知の日から 令和 7 年 7 月 14 日（月）まで（午後 5 時必着） |
| (9) プロポーザル審査委員会 （プレゼンテーション、ヒアリング、企画提案書等の審査及び優先交渉権者の選定） | 令和 7 年 7 月 17 日（木） |
| (10) 審査結果通知・公表 | 令和 7 年 7 月下旬 ※ 予定 |
| (11) 契約締結・発注 | 令和 7 年 8 月上旬 ※ 予定 |

6 参加申請書類の提出

(1) 提出書類

参加申請に必要な書類は次のとおりとする。

| 提出書類 | 部数 |
|-------------------|-----|
| ア 参加資格確認申請書（様式 1） | 1 部 |
| イ 誓約書（様式 2） | 1 部 |
| ウ 会社概要書（様式 3） | 1 部 |

(2) 提出方法 持参、郵便書留又は簡易書留のいずれかとする。なお、電子メールでの提出は認めない（持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）。

(3) 提出先 〒989-6174 宮城県大崎市古川千手寺町二丁目 5 番 20 号
大崎地域広域行政事務組合 事務局総務課総務企画係
TEL 0229-23-5785 FAX 0229-23-0311
E-mail soumu@osakikoiki.jp

(4) 提出期限 令和7年6月27日(金)まで(午後5時必着)

7 質問の受付及び回答

質問の受付及び回答に関する内容は次のとおりとする。

- (1) 提出様式 質問・回答書(様式4)
- (2) 提出方法 電子メール又はファクシミリ(電話, 口頭による質問は受け付けない。)
- (3) 提出先 「6 参加申請書類」の提出先と同様とする。
- (4) 提出期限 ア 参加申請に係る質問提出期限 令和7年6月24日(火)午後5時まで
イ 企画提案書に係る質問提出期限 令和7年7月7日(月)午後5時まで
- (5) 回答方法 提出された質問に対する回答は, 随時組合ウェブサイトに掲載する。
- (6) 回答日 ア 参加申請に係る質問回答終了日 令和7年6月25日(水)
イ 企画提案に係る質問回答終了日 令和7年7月8日(火)

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に必要な書類は次のとおりとする。

| 提出書類 | 部数 |
|--|------|
| ア 企画提案書(任意様式) | 7部 |
| イ 業務経歴書(様式5) | 7部 |
| ウ 業務体制表(様式6) | 7部 |
| エ 見積書(A4判任意様式) ※「大崎地域市町職員等海外派遣研修業務 設計内訳書(様式7)」を含む | 1部 |
| オ その他必要書類 | 必要部数 |

(2) 提出方法等

- ア 提出方法 「6 参加申請書類」の提出方法と同様とする。
- イ 提出先 「6 参加申請書類」の提出先と同様とする。
- ウ 提出期限 令和7年7月14日(月)まで(午後5時必着)

(3) 提出書類の作成方法

ア 企画提案書

- (ア) 企画内容は, 仕様書を参考とし, 仕様要件以外に有益な提案がある場合は, 記載すること。
また, 本業務に付随する追加・独自提案がある場合は, 任意様式にて要約の上記載すること。
- (イ) 業務視察先, 宿泊施設及び移動手段については, 任意様式を使うなど詳細に記載すること。
- (ウ) 本業務の事前研修や現地研修の内容については, 任意様式を使うなど詳細に記載すること。
- (エ) 行程計画については, 任意様式を使うなど詳細に記載すること。
- (オ) 提案の主旨やアピールしたいポイントなどを記載すること。
- (カ) 企画書等と別に追加で提供可能なパンフレット等の資料がある場合, 併せて提出すること。
- (キ) 企画書等には, 会社名は記載しないこと。

イ 業務経歴書（様式5）

令和2年度から令和6年度までに国，地方公共団体（議員視察含む。）又は学校が発注する海外研修業務を受注し，完了した実績を記載すること。

ウ 業務体制表（様式6）

本業務の実施体制及び国内外におけるサポート体制を記載すること。

エ 見積書（A4判任意様式）

（ア）宛先は，「大崎地域広域行政事務組合 管理者 大崎市長 伊藤康志」とすること。

（イ）見積書に対応した内訳書「大崎地域市町職員等海外派遣研修業務 設計内訳書（様式7）」を提出すること。

オ その他

提出する用紙の大きさは，A4又はA3とすること。

※ A3は織り込んでA4サイズに合わせること。

9 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合，提案は無効とする。

- （1）提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）組合管理者が提案を依頼した者以外が提案した場合
- （4）提案者が他人の提案を代理した場合
- （5）提案に対して談合等の不正行為があった場合
- （6）見積書の金額，住所，氏名等重要な文字の誤字脱字若しくは識別しがたい文字又は押印が漏れた見積書を提出した場合
- （7）その他，あらかじめ指示した事項に違反した場合や，求められる義務を履行しなかった場合

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案審査の過程において，次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。時間については，各者に後日通知する。

- （1）実施日時 令和7年7月17日（木）
- （2）実施場所 大崎地域広域行政事務組合本庁舎
- （3）実施方法及び留意事項

ア 各者のプレゼンテーションは提案説明を20分以内とし，ヒアリング時間は，質疑応答と合わせて10分程度とする。なお，提案説明においては20分を超えた場合は途中であっても打ち切りとする。

イ 出席者は，1者につき2名以内とする。

ウ 実施中は，他の提案者は会場への入室は不可とする。

エ 説明資料，パソコン等の準備は，前者の終了後の調整時間である5分以内とする。

オ パソコンによるプレゼンテーションを行う場合は，スクリーン，プロジェクターは組合で準備するが，パソコンは参加者が持参すること。

カ 事前に提出された企画提案書類は、組合が審査員に配付する。

キ 説明は、企画提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で行うこと。

(4) ヒアリングの中止

緊急的にヒアリングを中止する場合には、電話又は電子メールで連絡を取ることにする。

11 審査方法等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容により、「大崎地域市町職員等海外派遣研修事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「プロポーザル審査委員会」という。）において審査する。審査の結果により「優先交渉権者及び次点者」を決定する。提案上限額を超えている場合は、当該提案者を失格とする。なお、審査は非公開とする。

(2) 評価の基準とする区分及び評価並びに評価割合

審査にあたっての評価配点等は別添のとおりとする。

(3) 審査結果

審査結果は、組合ウェブサイトに掲載する。なお、優先交渉権者1者、次点者1者については、特定した旨を通知するものとする。審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

また、審査の経緯に関する質問についても一切受け付けない。

12 契約の締結

次のとおり契約の締結を行うものとする。

(1) 組合は、審査により特定した者と契約を行うものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約）

(2) 予定価格は、優先交渉権者から提案された企画を実施するために必要な見積書及び設計内訳書を参考に設定する。

(3) 組合は、優先交渉権者と提案された内容を精査し、見積合わせを行い、業務委託契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者が本要領で規定する要件に該当しないと認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合は、組合は、次点者と契約交渉を行うことができるものとする。

13 プロポーザル審査委員会の中止等

プロポーザル審査委員会を実施することができないと認めるときは、プロポーザル審査委員会を中止又は延期することがある。

14 情報の公表

次の各号に定めるプロポーザル実施に関する情報について、組合ウェブサイトへの掲載その他の方法によって公表するものとする。

(1) プロポーザルの参加者名

(2) 優先交渉権者

(3) 評価結果一覧表（ただし、選定された優先交渉権者以外の参加者名部分については非公表とする。）

(4) プロポーザル審査委員会委員名

15 その他の留意事項

- (1) 本選定に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画書等の修正又は変更は認めない。
- (3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するが、組合が本提案公募の結果報告、公表又は研修資料作成等として必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できることとする。
- (4) 企画書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された企画書等は返却しない。

別添資料

評価の基準とする区分及び評価点並びに評価割合は次表のとおりとする（100点満点）

| 評価項目 | 該当箇所 | 評価の視点 | 評価点 | 評価割合 |
|----------|--|--|-----|------|
| 業務遂行能力 | 仕様書 3 業務内容 (1), (2), (3), (4), (5), (6) (7), (8) | ・研修先における視察受入れの手配や宿泊施設や移動手段の確保等が円滑に行えるか。 | 20 | 20% |
| 業務運営支援体制 | 業務体制表（様式6） 仕様書 3 業務内容 (9), (10) | ・国内外におけるサポート体制が十分整っているか。 | 10 | 10% |
| 本業務の理解度 | 仕様書全般 | ・本業務の内容を理解し、事前研修や現地研修が円滑に行えるか。 | 10 | 10% |
| 企画提案評価 | 仕様書 3 業務内容 (2), (3) | ・本業務の目的の実現性が高い内容となっているか。 ・プレゼンテーションがわかりやすく、説得力があるか。 | 30 | 30% |
| 企業評価 | 業務経歴書（様式5） | ・業務実績 | 10 | 10% |
| 見積書 | | ・見積金額が経済的であるか。 | 20 | 20% |
| 合計点 | | | 100 | 100% |